

平成27年第3回穴水町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年6月10日(水)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員 (10名)	議長 伊藤 繁 男	副議長 大 中 正 司
	1番 佐藤 豊	7番 小 泉 一 明
	2番 湯 口 かおる	8番 加世多 善 洋
	3番 吉 村 光 輝	9番 小 坂 孝 純
	4番 新 田 信 明	10番 浜 崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	畦 内 一 夫
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	米 田 省 一
税 務 課 長	神 平 浩	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	森 本 涉	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	事 務 局 長	一 谷 育 英
健 康 推 進 課 長	遠 藤 美 徳	総 合 病 院 長	森 下 和 広
		上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

平成 27 年第 3 回穴水町議会定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第 1 日	6 月 1 0 日	水	午前 1 0 時 0 0 分	(開 会) 第 1、会議録署名議員の指名 第 2、会期の決定 第 3、町長提出議案等の提案理由の説明 第 4、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第 2 日	6 月 1 1 日	木		休 会
第 3 日	6 月 1 2 日	金		休 会
第 4 日	6 月 1 3 日	土		休 会
第 5 日	6 月 1 4 日	日		休 会
第 6 日	6 月 1 5 日	月		休 会
第 7 日	6 月 1 6 日	火	午後 1 時 3 0 分	(本会議再開) 第 1、一般質問 第 2、議案等に対する質疑 第 3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第 8 日	6 月 1 7 日	水	午前 1 0 時 0 0 分	休 会 (総務産業建設常任委員会 3 階委員会室)
			午後 1 時 3 0 分	休 会 (教育民生常任委員会 3 階委員会室)
第 9 日	6 月 1 8 日	木		休 会 (各常任委員会予備日)
第 1 0 日	6 月 1 9 日	金	午前 1 0 時 0 0 分	(本会議再開) 第 1、付託議案等の委員長報告 第 2、委員長報告に対する質疑 第 3、討論・採決 第 4、閉会中の継続調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の4件であった。

- 議案第31号 平成27年度穴水町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第32号 穴水町集会所等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 輪島市穴水町環境衛生施設組合理約の変更について

町長から本会議に報告された件数は、次の12件であった。

- 報告第1号 平成26年度穴水町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について
- 報告第2号 平成26年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について
- 報告第3号 平成26年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
- 報告第4号 平成26年度穴水町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について
- 報告第5号 平成26年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告について
- 報告第6号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第7号 穴水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第8号 穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第9号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第10号 穴水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第11号 穴水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第12号 平成26年度穴水町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 事 の 経 過

◎開 会



○議長（伊藤繁男） 只今から、平成27年度第3回穴水町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は10人です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（10時00分 開会 開議）

◎会議録署名議員の指名



○議長（伊藤繁男） これより、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第216条の規定により、3番吉村光輝君及び4番新田信明君を指名いたします。

◎会期の決定



○議長（伊藤繁男） 次に、「会期の決定」の件を議題にします。

○議長（伊藤繁男） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より6月19日までの10日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤繁男） 「異議なし」と認めます。したがって本臨時会の会期は、本日より6月19日までの10日間にすることに決定いたしました。これにもとづく議事日程は、お手元へ日程表を配布してあります。

◎町長提出議案等の提案理由の説明



○議長（伊藤繁男） 次に日程に基づき、「町長提出議案4件及び報告12件」を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

【町長 石川宣雄 登壇】

○町長（石川宣雄） 本日ここに、平成27年第3回穴水町議会定例会を招集いたしましたところ、

議員の皆様方には何かと、ご多忙のところ、繰り合わせご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

去る5月17日に小松市の木場潟公園におきまして天皇皇后両陛下ご臨席のもと第66回全国植樹祭が開催されました。石川県での開催は、昭和58年に津幡町の石川県森林公園で第34回大会を開催して以来、32年ぶり2回目となります。当町からも、議員各位をはじめ大勢の関係者に参加をいただきました。私も会場で両陛下によるお手植えをまじかに拝見させていただきましたが、両陛下の仲睦まじく、やさしいお姿に大きな感動を覚えました。この度の植樹祭は「木を活かし未来へ届けるふるさと森」をテーマとして開催されました。当町も、かつては林業の町として活気に溢れた時代もあったことを思うと、一次産業の衰退や少子高齢化が著しい今日にあって「ふるさと穴水を未来につなぐ」ためにも、過疎という重要課題にこれまで以上に積極果敢に立ち向かっていかなければならないという思いを新たにしました次第であります。

さて、先の臨時会でも申し上げましたとおり、今年度、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、国や地方の取組むべき方向性が示されたところであります。本町でも、先月末、私を本部長とする「穴水町創生推進本部」を設置するとともに、本町における具体的な行動計画となる「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年度中に策定することとし、迅速に作業を進めるよう指示したところであります。加えて、計画策定に当たっては、将来にわたる町の展望やニーズについて全世帯を対象にアンケート調査を実施すると共に実効性のある計画の策定を目指すこととしておりますので、議員各位をはじめ住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議題4件、報告12件について、その概要をご説明申し上げます。議案第31号「平成27年度穴水町一般会計補正予算」であります。消防・防災体制の強化に向けて、地域の避難所に太陽光発電による避難誘導灯を整備すると共に、自主防災組織への書記消火用備品を配備することとし、所要の経費を計上したところであります。

次に、県が今年度、新たに実施する「三世代ファミリー同居・近住促進事業」を活用し、子育て世代が祖父母世代から直接サポートを受けられるようにするためのリフォーム費用等の助成を行い、子育てしやすい環境整備の充実を図るものであります。また、地域コミュニティ活動の充実を図るため、穴水町長谷部太鼓整備に係る助成金について追加計上したところであります。

次に交流人口の拡大に向けた取組みにつきましては、新幹線の金沢開業や能越自動車道の七尾開通に伴い、奥能登においても今後、外国人観光客の増加が見込まれることから、飲食店や宿泊施設事業者等が施設案内看板やメニューの外国語表記などの外国人観光客の受入体制を支援するものであります。

農林水産業の振興につきましては、農村地域の高齢化、後継者不足により、地域の共同活動等によって支えられてきた農村地域の幅広い機能の維持が困難となっております。今般、共同活動

の拡大や新たに取組みを行う地域の追加により農地や農業用水路等の保全活動経費を計上したものであります。

学校教育の充実につきましては、本年度新たに「学びの組織的実践推進事業」の拠点校として穴水中学校が石川県から指定を受けたことに伴い、穴水・向洋の両小学校と共に学力の向上を目指すための組織づくりやシステムの構築に、取り組むこととしております。

次に来年1月からスタートする社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号カードの作成や発行業務の経費を計上したところであります。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして補正予算の総額は4,760万円余、現計の予算と合わせて61億7,700万円余となるものであります。その財源としては、国・県支出金3,600万円余、一般コミュニティ助成金400万円余、前年度繰越金600万円などを充てたところであります。

次に、議案第32号「穴水町集会所等設置条例の一部を改正する条例」は、小又地区のコミュニティセンターが完成したことにより所要の改正をするものであります。

議案第33号「穴水町介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の改正に伴い低所得者の保険料軽減措置の拡大について改正するものであります。

議案第34号「輪島市穴水町環境衛生施設組合規約の変更」は、し尿処理施設の解体に係る関連経費の負担割合について追加するものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決をもとめるものであります。

次に報告案件であります。報告第1号「平成26年度穴水町一般会計補正予算の専決処分」は、事業費の確定や決算見込により、3,800万円余の増額補正となったところであります。主な内容につきましては、歳入では、特別交付税が7,900万円余の増額となったほか、歳出においては、後年度の財政の健全な運営を図るため、減債基金へ1億円。老朽化した施設の更新や将来の施設整備に備えて施設整備基金に5,000万円の積み増しをしようとするものであります。

報告第2号「平成26年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分」から報告第5号「平成26年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分」は、各特別会計とも事業の確定と決算見込による補正を行ったものであります。

報告第6号「穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分」は、地方税法改正に伴い社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号・法人番号等の規定の整備のほか自動車税の改正などを専決処分したものであります。

報告第7号「穴水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分」及び、報告第8号「穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、地方税法等の改正に伴い、固定資産税の減額、及び特例適用措置を延長するなどの改正を専決処分したものであります。

報告第 9 号「穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、地方税法施行例の改正に伴い、被保険者間の保険税負担の公平の確保、及び低所得者層の保険税負担の軽減を図るための、課税限度額の上限額引き上げ等の改正を専決処分したものです。

報告第 10 号「穴水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分」及び報告第 11 号「穴水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、国の省令の改正に伴い、利用者の登録定員の緩和により運用基準の改正を専決したものであります。

報告第 12 号につきましては、平成 26 年度予算のうち、国の地域住民生活等緊急支援交付金事業等の補正予算により、年度内に完了することが困難な事業を平成 27 年度に繰り越したことに伴う報告であります。

以上、議案等の説明をいたしました。詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私または説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

(10時14分)

◎諸般の報告



○議長（伊藤繁男） 次に、日程第 5、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び同上第 3 項の規定に基づく、例月出納検査の結果が町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による、平成 27 年度(一般財団法人)穴水町・文化スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

○議長（伊藤繁男） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。引き続き全員協議会を開きますので、委員会室にお集まりください。

(10時15分 閉会)

平成27年第3回穴水町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年6月16日(水)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員	議長	伊藤 繁 男	副議長	大中 正 司
(10名)	1番	佐藤 豊	7番	小泉 一 明
	2番	湯口 かおる	8番	加世多 善 洋
	3番	吉村 光 輝	9番	小坂 孝 純
	4番	新田 信 明	10番	浜崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布施 東 雄	町 参 事	畦 内 一 夫
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	米 田 省 一
税 務 課 長	神 平 浩	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	森 本 涉	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	事 務 局 長	一 谷 育 英
健 康 推 進 課 長	遠 藤 美 徳	総 合 病 院 長	
		事 務 局 長	
		上 下 水 道 課 長	森 下 和 広

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

○議事日程(第2号) 平成27年6月16日 午後1時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案等に対する質疑

日程第3 常任委員会付託

一 般 質 問

◎開議の宣告



○議長(伊藤繁男) それでは、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は10人です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

(1時30分 開会 開議)

◎一般質問



○議長(伊藤繁男) これより、町政に対する一般質問を行います。一般質問は、一問一答による質問方式と、全問一括での質問方式での質問方式を選択できることとしていますので、質問に入る前にどちらかの質問方式で行うかを表明してから質問してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め1人45分以内といたします。5分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問は出来ませんので、ご了承ください。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますので、よろしくお願い致します。それでは順番に発言を許します。



9番 小坂 孝純 議員

○議長(伊藤繁男) 9番、小坂 孝純君。

【9番 小坂 孝純 登壇】

○9番(小坂孝純) 9番 小坂です。

本日は沢山の町民の方々に傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。新緑が目まばゆい季節となりました。4月の統一地方選挙も終わり、私も540票の御支持を頂き、7期目の議会へと送り出して頂きました。改めて御支持を頂いた町民の皆様方に心から御礼を申し上げると共に、石川町長をはじめ、執行部の方々には引き続きご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

質問は全問一括方式でお願い致します。1点目は穴水町が一番の重要課題に挙げております過疎対策であります。私も2月2日より4月15日まで穴水町全域において、空き家とお年寄りばかり目立ち、改めて進みゆく過疎化の現実を実感しているところでもあります。そして、お年寄りからは「私達を助けてください」という声になんとも言えない寂しさを感じ、話をよく聞くと家族とは離れ、家族がいなくなり、友達さえもなく、話をする相手もなく心のより所がない様に思われます。今申し上げたことと関連した事業を、穴水町社会福祉協議会の支援する「おたっしやサロン」が最近行われています。まさに、お年寄りの方々の心の悩みや寂しさを解消する良いきっかけの場になるのではないかと大変素晴らしいと思います。今では、大甲、中居、曾良地区では月2回程度の交流を始めるとのことです。各地区の集会所整備もほぼ終わった今、これからはそれぞれの地域に合った地域サロンが開催されますよう期待致したいと思います。また、お年寄りの方々は昔ながらの井戸端会議的な10人前後の集まりをする場が欲しいとの声もありました。いずれにいたしましても「おたっしやサロン」がお年寄りの心の悩みや寂しさを紛らわす良いきっかけの場となることを願いたします。また、これからもこの様な「おたっしやサロン」の開設を望む声があると思います。町民の皆様にごしたら開設できるのかわかりやすくご説明をお願い致します。

2点目はドッグラン建設整備について申し上げます。最近、動物と家族同様に生活をする国民が多くなっております。特に犬には様々なケースがあり、車で旅行やドライブをする事もあると聞きます。そこで犬達の憩いの場となるドッグランの建設整備を求めます。1つは石川県において別所岳サービスエリア内の設置を望みます。ここにはヤギの広場があり、ゴールデンウィークには多くのお客で賑わったと聞きました。また、もう1つはあすなろ広場付近での設置を望みます。当広場には様々なイベントも行われ、町民の憩いの場として利用されており、散歩やジョギングのコースとしても絶好の場所として幅広い年齢層の町民に活用されており、これからは様々なイベント会場として利用されることでしょう。その際に、町内外からも多くの動物愛好家の方々が利用される事と思います。

3点目は中居湾ふれあいパークの遠藤関ののぼり旗設置を提案致します。穴水駅前のにぼり旗を設置した様に、遠藤関のご当地である中居湾ふれあいパークに最適な場所を考慮のうえ設置し、そして中居地区後援会の方々に管理をお願い出来ないものかと考えています。先場所ではあれだけの怪我を負いながら出場し、結果は6勝9敗と善戦されました。名古屋場所ではしっかりと怪我を治

し10勝を期待したいと思います。遠藤関は穴水町の宝であります。町民の多くはこの思いに共感して頂けると思います。中居湾ふれあいパークにおいては、石川県にもご協力を頂かなければならない場所かと思いますが、是非お願いしたいと思います。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一) 「おたっしやサロン」開設の手続きに関する質問にお答えします。

「おたっしやサロン」は、町社会福祉協議会が平成25年度に策定した「地域福祉活動計画」にある高齢者福祉事業の一つであり、高齢者の拠り所を創設し、健康でいきいきと暮らすことを目的としているものであります。

サロンは、高齢者の閉じこもりの予防・社会参加・見守りを目的とした、地域住民や町内会などによる利用者が5人から10人程度の規模のサロン活動に対して、社会福祉協議会が助成を行うものでございまして、高齢者が歩いて行ける範囲で開催すること、対象者を限定することなく、かつ65歳以上の方の参加があることなどが条件となっております。

また、開設する場所は集会所や個人の所有する住宅においての開設も出来るとのことであります。

サロンの開設にあたっては、代表者の方が社会福祉協議会で手続きしていただくこととなりますが、まず、活動内容などについて聞きとりさせていただくとともに、必要に応じて社会福祉協議会の職員が地域へ出向きまして、開設に係る説明を行った上で、関係書類の提出という手順を進めてまいります。

本年度においては、現在3つの地区で事業が始まっておりますが、予定されている地区の他にも問い合わせが数件あるとのことで、今後更に多くのサロンが開設され、健康長寿のまちづくりに繋がればと思っております。

○議長(伊藤繁男) 小谷 基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 2点目の「ドッグランの建設整備」についてお答えいたします。

現在、町の飼い犬の登録数は398頭で増加傾向にあります。周囲に気兼ねなく愛犬に運動させられることが出来るドッグランは、最近では「道の駅」などでよく見かけるようになってきており、県内の整備状況につきましては、8箇所のドッグランがあると把握しており、この内、道の駅及び寄り道パーキングに設置されているものは4箇所、いずれも無料であります。また公園などには4箇所設置されており、ほとんどが有料で管理人が常駐しております。

ご提案の、一点目、別所岳サービスエリア内での設置についてですが、同施設は県有地内に設置されておまして、県に問い合わせをおこなったところ、現在ある空き地においては、別の整備計画があり、適地が無い状況で、設置には新たな土地の購入や敷地整備費が伴うとのことでございました。

二点目のあすなろ広場付近、いわゆる町民の方々の利用を前提とした、ご提案であると思いますが、県内の状況を調査したところ、犬同士のケンカや飼い主同士のトラブルなどの理由により、設置したものの数年で廃止に至った施設もあることから、「施設の必要性、管理運営面」などについて十分な調査検討が必要であると思われるので、ご理解をお願いいたします。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 遠藤関ののぼり旗につきましては、穴水町が駅前に設置したものそして中居地区の遠藤関応援会の皆さんが国道249号沿いに設置されたものと現在2カ所で本場所中、のぼり旗を掲げております。中居地区については、中居応援会が製作したのぼり旗とともに、町が製作したものを貸与し、応援会の皆さんに設置して頂いております。

ご提案の中居湾ふれあいパークでの遠藤関ののぼり旗設置につきましては、同施設が、石川県の道路用地としての財産であり、主に、駐車場やトイレ、休憩所などの目的に沿った用途で使用されておりますことから、のぼり旗の設置につきましては、常設基礎なども含め継続的な占用物となりますので、用途や機能については公共性の確保が必要となり、さらには管理方法や防風雨対策、緊急時の対応など十分な安全性の確保が必要となるため、石川県より、民間団体が管理するのは好ましくないのではないか、という話もあります。許可申請の協議においては、これらを全てクリアする必要がありますことから、当面の間は、現状のまま、中居地区応援会の皆さんに担っていただきながら、検討をしていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 小坂議員。

○9番(小坂孝純) それぞれの担当課長よりご答弁をいただき、ありがとうございました。また、今後とも粘り強く質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私も穴水町を愛する男として、ひとつでも穴水町が繁栄することと、町民の皆様方の幸せを願い10名となった議員各位とも切磋琢磨し、この4年間を頑張りたいと思っておりますので、またひとつよろしく願い致します。ありがとうございました。



3番 吉村 光輝 議員

○議長(伊藤繁男) 3番、吉村 光輝君。

【3番 吉村 光輝 登壇】

○3番(吉村光輝) 3番 吉村でございます。質問に先立ちまして、一言申し上げます。

4月の町議会選挙において町議2期目の付託を受け、再び議席をお預かりすることとなりました。期間中や常日頃ご支援いただきました皆様に感謝申し上げます。与えられた4年間で対話・実践そして誠実をモットーに町発展のために微力ながら力を尽くしたいと思います。執行部の皆様におか

れましても、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは通告に基づき一問一答にて質問を行います。

1 点目は穴水町の情報開示について伺います。町内外の人にとって、情報を適切な時に正確な情報を発信することは町の重要な役割と考えます。その中で、移住定住検討者向けへの情報発信について、現在の穴水町の移住定住の促進対策は、町の HP 上で確認できる情報は宅地の無償分譲、田舎暮らし体験の提供、定住促進奨励金、I ターンファミリー移住暮らし応援補助金、そして空き家バンクの情報です。空き家バンクの情報ですが、6 月 10 日現在で確認できる町内の物件はありませんでした。ちなみに近隣市町の空き家の情報は HP 上で確認できる数は輪島市 15 件、珠洲市 24 件、能登町 29 件でいずれ場所・広さ・買取金額等の詳細な情報を得ることができます。穴水町だけ物件がないのは特別な理由があるのでしょうか。

東京や大阪の大都市圏や近郊の金沢の移住検討者にとって、まず最初の情報は町のホームページや、移住や田舎暮らしをサポートする HP を情報源とすることが多いと思います。そうした情報源とされるところに、穴水町の露出度が少ないと検討の対象になりえないのではないのでしょうか。町への直接の問い合わせは次のステップであると考えます。

空き家の情報は件数もさることながら、ソフトの情報、例えば大都市圏の方が現在住んでいる住宅を賃貸し、安価な穴水町の空き家を取得することで費用の負担を軽くするといったノウハウを提供することも考えられます。いかに穴水町への移住を現実化していくための情報発信が必要ではないのでしょうか。移住定住について様々な HP を検索してみましたが、穴水町の情報は見つけにくい印象があります。情報を欲している人に適切な情報を届けることが重要です。そのためには明確なターゲットのセグメントと効率的なメディアを使った情報発信と効果の検証が必要です。町の見解を伺います。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) ご質問の空き家バンクの情報につきましては、平成 26 年度住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全と利活用を含めた対策を検討することを目的に、放置された空き家等の把握と利活用を含めて区長・町内会長を対象に実態調査を行い、本年 2 月に「穴水町空き家対策協議会」を立ち上げております。空き家情報は、移住定住希望者にとって最も関心事の高い情報 1 つであると認識をしております。また、当課においても空き家情報につきましては独自に調査を行い 6 月中に 2 件の物件をホームページ上にアップをしております。

次のご質問のセグメントについてですが、政策調整課としては東京有楽町駅前にある移住定住に関して国内最大の「NPO 法人ふるさと回帰支援センター」での移住定住希望者登録者数 1 万人をセグメントと考えております。

回帰支援センターについては石川県内で穴水町が最初の自治体会員となり年間に数回セミナーを開催しております。

またターゲットにつきましては、回帰支援センターにおいて北陸地方に移住を希望する首都圏の方をターゲットとして、ダイレクトメールの配信や移住セミナーの開催など首都圏への移住プロモーション活動を積極的に行っております。

さらに情報発信につきましては、議員は少しご不満とのことでしたが、先ほどの回帰センターでの活動や「町のホームページ」、総務省の「全国移住ナビ」、ジョインが運営する「ニッポン移住・交流ナビ」等を活用し移住定住希望者に対し発信しております。

そして効果の検証につきましては、穴水町ホームページ上の移住定住関連コーナーへの月単位のアクセス件数の推移を当課SEによって毎月検証を行っております。ちなみに、昨年11月TBSの朝の情報番組での本町放映の際には6,724件のアクセスがあり、12月～3月に関しては月あたり1,100件から1,600件で推移しております。本年4月のホームページリニューアル後のアクセス件数が月平均2,484回と2倍の伸びを示していることから、政策調整課でおこなっております首都圏へプロモーション活動等の成果が表れていると考えております。

○議長(伊藤繁男) 吉村議員。

○3番(吉村光輝)ありがとうございます。引き続き目に見えた効果ということで、空き家バンクの登録を活用していただける方が増えることを希望いたします。

○3番(吉村光輝)次に町の諸計画の公開についてお聞き致します。お聞きしたいことは公開すべき諸計画が公開されているかということです。例を挙げますと、介護保険事業計画についてはHP上で公開されているのは第5期介護保険事業計画で24年から26年のものです。現在は第6期介護保険事業計画が進行中であり、速やかな公開が望まれるのではないかと思います。障害福祉計画について、行動計画が1期、2期がございますが24から26年の3期及び27から29年の4期がHP上で確認することができませんでした。そのほかに地域福祉計画が24年策定済かと思いますが、地域福祉計画と地域福祉行動計画についても同様です。

加えて要望ですが、各種計画はそれぞれが町と関係者各位組織される計画策定委員会で行われます。本来計画の策定過程、具体的には会議録等が合わせて公開されるべきだと思います。私も介護保険計画の策定委員のひとりとして参加しました。介護保険事業計画については町民の収める介護保険料の金額を決定することになりますので、そこに至った経緯と根拠を明確に公開すべきだと思います。町の見解を伺います。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田)「町の諸計画の公開」に関する質問にお答えします。

平成 26 年度におきまして、住民福祉課所管の策定しました計画のうち、介護保険事業計画、障害福祉計画につきましては前の計画の見直しを行い、新たに第 6 期介護保険事業計画、第 4 期障害福祉計画を策定致しました。いずれも平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年計画となっております。

また、子ども・子育て支援事業計画につきましても同じく 26 年度に策定いたしまして、こちらは平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年計画となっております。地域福祉計画につきましては、平成 25 年度から 29 年度までの 5 か年の計画でございます。

前年度新たに策定した 3 つの計画について、既に計画の冊子は仕上がりましたが、最終調整で時間を要したため、ホームページの公表が遅れてしまい、データの整理・確認が済み次第、速やかに公開いたしますので、ご了承をお願い致します。

なお、地域福祉活動計画につきましては、社会福祉協議会が策定した計画でございまして、平成 26 年度から 29 年度までの 4 か年計画ですが、こちらにつきましても、計画のデータを受け、併せて公表をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤繁男) 吉村議員。

○3 番(吉村光輝)速やかに公開をお願いしたいと思いますが、冊子が完成していて未だ公表されていないため、あまりにタイムラグが生じるとは常識的に考えられないですが、何はともあれ早めの公開を希望いたします。

○3 番(吉村光輝)次に子育て環境の整備についてお伺いいたします。

私は 2 歳と 4 歳の子供の父親として、母親には及びませんが日々子育てに奮闘しております。休日には子供を連れて子供の遊び場を求めて外出します。近くの輪島市や金沢近郊に出かけることもあります。子供が喜びそうなところならどこでも出かけていきます。子供が喜ぶものとは、滑り台やジャングルジム等の遊具、広い砂場、走り回れる安全な広いスペース。残念ながら近くには条件に見合うところがありません。町内のお父さん、お母さん世代に聞いてみても、近くに子供を遊ばせる公園の整備を望む意見が多く聞かれます。行政として、子育て環境の向上には、経済的な支援、医療助成、保育環境等様々な側面から考えなくてはなりません。近所に気軽に子供を遊ばせることのできる公園があるということは、子育て世代にとって大きなアピールになることをご理解いただきたいと思います。先日も、輪島市がマリンタウンに 2 億円を投じて大型遊具を活用した公園を整備すると報道がありました。近隣の市町としては大いに期待するところではありますが、同時に「穴水町にも是非」と思った人も多かったと思います。町としての大型遊具等を伴った公園の整備に

関する計画等ありましたら見解を伺います。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一)「大型遊具を活用した公園の整備」に関する質問にお答えします。

昨年度策定しました子ども・子育て支援事業計画において関連して実施しましたニーズ調査によりますと、子育て支援の充実を図ってほしいと期待する項目において、「安全な遊び場を増やしてほしい」という回答が多くございました。

ニーズ調査でも要望が多かったように、子どもが喜ぶ遊び場は、子育て環境の充実のために大切なものと思っております。

大型遊具を活用した公園の整備につきましては、適した場所、規模などの整備内容や事業費の問題もあり、早急に整備することは難しいことかと思われませんが、現在整備されております公園などにおける小型遊具の増設や拡充について、関係課と対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

○議長(伊藤繁男) 吉村議員。

○3番(吉村光輝) 是非ご検討をお願いしたいと思います。先ほどの質問に関連しますが、今ほどニーズ調査という答弁がございました、それも町の子育て支援計画の根拠になるものでございます。やはり情報公開としては、町民の方に計画に至った経緯・理由というのをニーズ調査に伴って計画を策定したということを明確に公開すべきだと考えます。

以上で私の質問を終わります。

(2時01分)



2番 湯口 かをる 議員

○議長(伊藤繁男) 2番、湯口 かをる君。

【2番 湯口 かをる 登壇】

○2番(湯口かをる) 2番、湯口かをるでございます。

平成27年第3回穴水町議会定例会におきまして、発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、町民の皆様をはじめ関係各位に対しまして、心より感謝を申し上げます。質問は「穴水町の男女共同参画推進について」全問一括でお願いいたします。

2009年4月に、穴水町男女共同参画推進条例が施行され、同推進委員会が、住民意識調査を実施するなどして、2010年1月に穴水町男女共同参画推進「行動計画」が策定されました。私は当初より今年の3月まで、推進委員を務めてまいりました。また、行政相談委員男女共同参画担当として内閣府男女共同参画局主催の男女共同参画社会づくりに向けての全国会議にも、昨年、一昨年と

出席をさせていただきました。2013年には「今こそ女性の活躍～みんなで考え、みんなで変える～」、2014年には「女性と男性で輝く社会～紅一点じゃ足りない×家事場のパパジカラ～」 「今年はあなたの一歩が社会を変える～今こそ女性の力を！地域力×女性力＝無限大の未来～」これは、毎年6月に男女共同参画週間が実施されるにあたり、内閣府男女共同参画局から出されるキャッチフレーズでございます。

日本は、人口減少、地方消滅等と暗いイメージの中にあります。そして、日本経済の成長を女性の活躍に求めて、男女共同参画社会づくりを推進するための様々な施策を実施し、2020年までに女性の管理職登用30%の大きな目標を挙げて取り組んでいます。今、国は女性の活躍を求めています。穴水町では女性の活躍について、どのようにお考えでしょうか。

穴水町の進む少子化と高齢化問題は共に重要課題で、そのために様々な行政の取組みにも感謝申し上げます。少子高齢化による労働人口の減少は、生産人口の減少をもたらし、地域経済が成り立たなくなります。私達の日常生活にも支障が出てくることが予測され、住民はととても不安に感じていると思います。今こそ、私達1人1人が家庭、地域、職場に男女共同参画の必要性を感じて、余所事や他人事として見逃すことなく、いま当町がおかれている現状にしっかりと向き合い、正しく認識しなければならない大切な時期にきていると思います。

穴水町男女共同参画推進計画の基本理念は、現代社会において人々のライフスタイルは多種多様化し、個人の意思が尊重される社会となっており、お互いの人権に配慮しながら人間らしく互いの思いやりを持って生きられる社会が必要になっています。少子高齢化が進み、近い将来には労働人口の減少が懸念されています。そのような中で、豊かな社会を維持していくために、1人1人がお互いに認め合い、地域社会や職場など、それぞれの場で個人の持てる能力を発揮し、活躍できる社会づくりを進める必要があります。また、農村地域や市街地など地域による生活習慣・慣習の違い、若い人や高齢者の年代による意識の差などを乗り越え、男女の違い認めつつお互いを尊重し、思いやりをもって男女が共に自立し支えあう男女共同参画づくりを進めなければなりません。

男女共同参画づくりへの大きなステップとして、子育てしやすい町づくりや男女が共に活躍できる場づくりを通して「住みよい、住んでよかった穴水町を創っていく」となっています。穴水町男女共同参画推進行動計画が策定されて5年経ちましたが、行動計画策定の見直しは必要ではないのでしょうか。「地域力×女性力＝無限大の未来」と女性が女性の立場や目線で長年培ってきた考えを家庭・地域・職場に発揮していただき、男女が共に活躍できる場をつくることができたならば基本理念の「住みよい、住んでよかった穴水町」に近づけるものと思います。私はこの度、女性議員としてこの場に立たせていただいたことを踏まえて、穴水町の男女共同参画推進行動計画の見直しについて行政の取組みと到達値、さらに今後の目標値についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤繁男) 岡本 教育委員会事務局長。

○事務局長(岡本伊佐夫) 穴水町男女共同参画推進についてお答えします。

最初に、「穴水町では、女性の活躍について、どのように考えているか」とのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、政府では、女性活躍担当相の創設や、女性登用の数値目標を盛り込んだ法案の検討など、女性の活躍を主要施策の一つとして取り組んでいます。

本町におきましても意欲ある女性が活躍できるよう、今後とも男女共同参画の啓発活動を行うとともに、子育て支援などを推進し、女性が社会進出しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

次に、行動計画の内容の見直しについての質問ですが、平成22年1月に穴水町男女共同参画推進「行動計画」が策定され、基本理念の周知啓発や意識の高揚と改善に努めてきたところではありますが、未だ地域や年代の垣根を越えた意識の改善を図るまでには至っておりません。行動計画の内容の見直しにつきましては、国の女性活躍推進法案の成立を見据えながら、地域の実情にあった見直しについて検討をしていきたいと考えています。

いずれにしても、過疎による少子高齢化が、ますます進行していく中で、女性の社会進出が進まなければ、地域コミュニティや労働力の確保が成り立たなくなり地域経済の疲弊が懸念されます。

先ほども申し上げましたが、国の法案の成立を見据えながら、地域の実情にあった女性の審議会委員や管理職等の登用率の目標値を設定するなど、男女が共に活躍出来る「ふるさと穴水」を目指していきたいと考えています。

○議長(伊藤繁男) 湯口議員。

○2番(湯口かをる) どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

(2時15分)



1番 佐藤 豊 議員

○議長(伊藤繁男) 1番、佐藤 豊君。

【1番 佐藤 豊 登壇】

○1番(佐藤豊) 1番、佐藤 豊でございます。

初めに、4月26日の町議会選挙におきまして、多くの町民の皆様方より信任を頂き、穴水町議会議員として席をいただきました、改めて感謝、御礼申し上げます。今後は微力ではございますが、町発展のため全身全霊努力してまいりたいと思います。本日は通告書に基づき一般質問の機会を頂

きありがとうございます。初めての一般質問でございますので、至らぬ点がございましたらお許し願います。本日は2項目についてお伺いします。質問は一問一答にてお願い致します。

第1項目は、地方主要道能都穴水線・岩車から鶴川間のいわゆる海岸道路の道路拡幅についてお尋ねします。のと鉄道が2005年4月1日に廃線となり今年で10年目を迎えました。その後、路線バスに転換となり海岸道路もだいぶ拡幅改良しましたが、まだ多くの場所で車の交差が困難な所が見受けられ、地域住民の皆様からまだまだ拡幅改良の声を聞いています。また、ここ1~2年そういった工事を見受けることはありませんが、今後どのような予定になっているのかお尋ねします。なお、町単独にて対応は難しいと思われませんが、県との調整と進捗状況等をお聞かせください。そうした中、今月は美化運動の一環で各地区とも除草してあり、道路も見通しが良くなっていますが、今後また草が生えると車の交差が難しい場所がでてきます。せめて頻繁に除草だけでも行っていただけないでしょうか。以上が1点目の質問です。

○議長(伊藤繁男) 小谷 基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 当該路線の内、長年の懸案でありました鹿波バイパスにつきましては用地問題に解決の見通しがたったことから、今年度より県の新規採択路線となり、先月地元の方々と知事にお礼を申し上げてきたところでございまして、今後の進捗に期待しているところでございます。

また、その他の箇所につきましても、十分把握し必要性を感じており、公共事業費が抑制傾向にあります。また、「能登総合開発促進協議会」や「石川県町長会」等、あらゆる機会をとおして要望を続けていくとともに、地元の方々と県・町で組織する、「能都穴水線みちづくり協議会」をとおし、今後も安全・安心な道路整備がなされるよう沿線の方々と粘り強く県に対して要望していきたいと考えております。

次に、道路の除草につきましては、県も厳しい予算の中で行っておりまして、頻繁に行うことは難しい状況でございますので、道路利用者や地元の方々の、ご協力についてお願いしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長(伊藤繁男) 佐藤議員。

○1番(佐藤豊) ありがとうございます。今年は北陸新幹線が開通し、輪島での「まれ」の放映ということで、今後さらに能登海岸線を利用する方も増えてくるかと思えます。そういった中で幸いにも、今まで大きな事故はございませんが、事故が起きる前の対策ということで是非とも今後よろしくお願い致します。

○1 番(佐藤豊) 第2 項目目は、消防団の訓練施設の設置についてお尋ねします。消防団の皆さんは6月21日の訓練大会に向けてどの分団も日夜練習に励んでおります。石川町長もご存知のとおり、穴水町消防団の操法は県内でも大変優秀な成績を残してまいりました。その消防団の練習場所は、空き地であったり、狭い道路であったりという所で一生懸命練習しております。そのため、水利及び場所の広さが制限され、なかなか思うような練習ができず大変苦勞しています。

また、大会場所で練習しようと思えば多くの各分団が集まりまして、練習も1日1回から2回しかできない状態でございます。そこで提案ですが、消防団練習場として旭ヶ丘の四季の丘のグラウンドを練習場として整備できないでしょうか。そういった練習を宿泊客の方が見るのであれば、穴水町の防災に対する意識の高さもアピールにも繋がるのではないのでしょうか。是非ご検討願います。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長。

○生活環境課長(東 重雄) 消防団の操法訓練の練習につきましては、長さ約80mの確保が必要となるという特殊性や水利の確保の問題などもあり、各地区の漁港施設や道路の待避所等を活用して練習を行っているのが現状でございます。

議員ご提案の「四季の丘」グラウンドでの整備につきましては、現在当施設は、「リフレッシュ交流促進施設」としてグラウンドも含め指定管理者による管理を行っており、地域におけるグラウンドゴルフや夏場のキャンプ等に活用をされておりますので共用することは難しい状況にあります。

従いまして、当面は現練習場の活用や平成28年度供用開始を目指して建設を進めている新消防署施設内で複数同時に練習できるスペースが確保されておりますのでご活用いただき、ご提案の整備につきましては、今後消防団や関係者の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 佐藤議員。

○1 番(佐藤豊) どうもありがとうございました。来年度は県大会や全国大会もございますので、今後ご検討いただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

(2時23分)



5 番 大中 正司 議員

○議長(伊藤繁男) 5 番、大中 正司君。

【5 番 大中 正司 登壇】

○5 番(大中正司) 5 番大中です。私も先の選挙では町民の皆様のご支持を賜り、本日このように

壇上に立たせていただいております。三度この機会を与えて下さった皆様に感謝を申し上げると共に、その信託に答える責任も改めて感じている所でございます。選挙期間中、ある新聞で「石川町長と一定の距離を置く現職議員が2人いる」と報じられていることがございました。身に覚えがありましたので、選挙後に記者に確認を致しましたところ、案の定私もその内の一人でございます。あえて否定はいたしませんでしたが、一定の距離を置くという表現は適切ではありませんので、正確に言い換えれば石川町政に対して、是々非々の立場で物を申すということでありまして、私はこれなくして議会議員の存在価値がないものという風に認識をしております。したがって、これからの4年間もぶれずに真っ直ぐに精進をしてまいる所存でありますので、どうかよろしく願い申し上げます。それでは通告に従いまして一問一答方式で質問いたします。

質問の1項目は「ごみの処理について」であります。家庭ごみの適正化や適正処理、さらには各種のリサイクル法案が執行されているなかで、当町においても町民の皆様のご理解とご負担をいただきながら、循環型社会の推進に取り組んでいます。そうした中でとりわけ、「ごみの分別」がややこしくてわかりにくいことに町民の皆様は頭を悩ませており、担当部署の生活環境課もその対応に苦慮されていることと思います。現在、ごみ分別方法の周知のための印刷物として年度毎に配布されている「家庭ごみカレンダー」と平成25年に配布された「ごみ出しガイド」があります。

しかし、それらですべてのごみを表示することは不可能で、またそこに表示されているものの中から探し出すのも困難であります。それ故、頭を悩ますことになる訳でして、何か良い手立てはないものかと考えていたところ、先日良いものを見つけました。執行部の皆様も毎月読んでいるかと思いますが、「ガバナンス」という月刊誌がございます。その中に、京都府の宇治市が昨年12月に「ごみ分別辞典」を発行しているという記事がありました。そこで早速宇治市に電話を掛けて1冊送ってほしいとお願いしたところ、快く引き受けていただいて、翌日送って頂いたのがこの冊子になります。これはごみの品目を50音順に表示してありまして、全64ページになっております。例えばアイスクリームのごみひとつを取ってみても、外箱・外袋・スプーンでも木製・プラスチック製、さらにはスプーンの外袋まで紙製・プラスチック製と事細かに書かれてあります。

先日生活環境課にも見ていただいて、ここまで詳しいものでなくても良いが、当町でも採用すればどうかということをお話したところ似たような物が当町にもあるとのことでした。ただし、印刷物ではなくパソコンで穴水町役場ホームページ上の奥の方にアップされているので、多分大方の町民の方はご存じないかと思われま。この議場におられる皆様でもこれらを見たことのある方は恐らく生活環境課長以外誰もいないのではないかと思います。もしおられたら失礼をお詫びいたします。ちなみにどうやって見られるかと言いますと、まずトップページから「くらしの情報」をクリックして、次に「ごみ・リサイクル」をクリック、さらに「ごみの分け方・出し方」からごみ分別早見表にたどり着くことができる仕組みになっております。パソコンから1ページだけプリントア

ウトした物がこれです。これが全部で18ページです。せっかくここまで時間と労力を費やして準備されているのですから、これを「ごみ出しガイド」と併せて保存版として各家庭に配布すれば、分別の際の迷いが一気に解消されるのではないかと思うのですが如何でしょう。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 現在、当町におきましては、ゴミの分別方法の周知のため、各年度末に「家庭ごみカレンダー」を全世帯に配布しております。

また、平成25年3月には「ごみ出しガイド」も全世帯に配布を行い、町民の皆様にも適正な分別をお願いしているところでございます。

さらに、適切な分別がされていないこともございまして、本年5月には、ゴミごとの分別が確認できる「ごみの分け方・出し方」のホームページへの掲載やもえないゴミの分別をわかりやすく解説したチラシの配布を行ってまいりました。

しかしながら、ご指摘のように高齢化が進む中、ホームページによる情報の取り方にも限界があるように思われますが、まずは、住民の皆様方には、ホームページの掲載の案内やわかりにくいものへのチラシの配布、電話での問い合わせによる対応について周知を徹底し、ご提案の趣旨を踏まえた適正な分別に努めていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) 生活環境課のご答弁ですが、提案の趣旨を踏まえた適切な適切な分別に努めるということは、この分別辞典を今後作るという風に解釈してよろしいですか。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長。

○生活環境課長(東 重雄) 当町におけるこれに代わるものとしたしましては、まずひとつは26年度に配布した「ごみ出しガイド」でございます。それとごみ毎の分別の一覧表でございますので、今年度中にごみ毎の分別一覧表、特にわかりにくいものをピックアップした形で全戸に配布していきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) ありがとうございます。確かにすべてを網羅することは返って探しにくいところがありますので、今まで蓄積された質問ですとか、町民の方々からの疑問を集約したものをできればそれに越したものはないかと思えます。要はわかやすければ良いと考えますので、よろしくお願い致します。

○5番(大中正司) 次に町内の美化運動についてお伺いいたします。今年も6月20日に恒例の「環境月間清掃ボランティア」が実施されます。わが町を綺麗で住みよい町にするために、毎年参加していただいている多くの町民の皆様に心から敬意を評したいと思います。そして、この日に限らず日常的に町中の清掃ボランティア活動をしていただいている個人や団体の方がおられます。やればよいなと思っけていても、中々実践できるものではありませんがこのことを町は把握しているのでしょうか。できるだけ正確に把握していただけて、この清掃ボランティアのスタートの前に参加されている皆さんの前で町から感謝状を授与するなどして、その努力を称えることで更に活動の輪が広がるのではないかと考えますが、如何でしょうか。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 「清掃ボランティア活動への表彰」に関する質問にお答えいたします。町内には、積極的に美化活動などのボランティア活動に取り組んで頂いている方がおります。

この活動を行っている方々の正確な把握はしておりませんが、このような活動をされている方々は、郷土愛や子や孫の時代に繋がる誇りある町を残そうとする高い志と行動力をお持ちであると大変感謝しているところでございます。

さて、6月20日の「清掃ボランティアの日」における町からの感謝状の授与に関するご提案でございますが、我々が感謝する一方で過去に表彰を打診したところ、ボランティア活動であることを理由にお断りになられた例もございましたし、ボランティアの正確な把握等の問題もあり今年は見送りたいと考えております。

また、今後につきましては、各方面から功労のあった方々に感謝の意を表する機会を設けることや既存の制度との整合性を含め検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) 是非ご検討をよろしくお願い申し上げます。

○5番(大中正司) 次に「地方版総合戦略」に係る町民の参画についてお伺いいたします。以下、内閣府地方創生推進室から出された策定のための手引きに基づいて質問いたします。それによりまず、「策定プロセスにおいて、住民や関係団体・民間事業者などからなる組織で、方向性や具体案について審議・検討するなど、幅広く意見が反映されるようにすることが重要であり、効果の検証に際しても外部有識者の参画が重要である」とされております。

内閣官房の特別作業として、この地方版総合戦略策定を担当している東京農業大学の木村俊昭教

授は「今回の地方版総合戦略策定では、急がず1年間じっくりと、これからの町の5年後の姿について住民の声を広く聞き、話し合い、自分達の町は自分達で悩み考え抜いて創っていくと再認識する非常に良い機会だ」という風に言われております。また、石破地方創生大臣も「地方創生で大事なことは、地方の人たちの当事者である。どうせだめだと思うか、頑張ろうと思うか意識の持ち方次第であり、戦略策定は地域の民主主義を考える良い機会になる」とコメントし、戦略策定が住民運動として展開される必要性を強調されております。

つまり、町民が5年後の我が町がどうあるべきかと考えているのか、その為に何を望んでいるのかをじっくり話し合う場を作り、まずそこから始めるべきだろうと思います。この点を踏まえて町としてどのように取り組まれるか考えをお聞かせください。

○議長(伊藤繁男) 石川 町長

○町長(石川宣雄) 昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国においては人口の現状と将来の展望を提示する「長期ビジョン」及び、今後5ヵ年の施策の方向を提示する「総合戦略」が策定されたところであります。

これを受けて、地方公共団体にあつては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成27年度中に、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定することが求められております。本町においても、私を本部長とする推進本部を設置し、今年度中の策定に向けて現在、全庁的に進めているところであります。

地方創生については、地方の人口減少の克服を基本目標の一つに掲げておりますが、本町においても同様に、人口減少を町の最重要課題と位置付けをし、国に先駆けて、平成25年度に「過疎対策推進ビジョン」を策定し、現在、全庁的に過疎対策に取り組んでいるところであります。

そのようなことから、総合戦略の策定においては、人口減少の抑制を柱と掲げ、地域の実情を皆で共有し、施策の推進を図ることが重要であると認識しており、そのためには、これまで以上に町民及び産・官・学などの連携の強化を図り、より広範囲な意見・知見を活用していくことが必要と考えております。

当然のことながら、その策定過程においては、外部の有識者に参画いただき、ご意見をいただけるよう、審議会の設置を予定しているとともに、町民の皆さんが日頃感じておられることを町の施策に反映できるよう、全世帯を対象としたアンケートを実施することや、あるいは例年実施している町政懇談会においても、町民の皆さんに幅広い意見を求めていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) ありがとうございます。今ほどのご答弁の中で町政懇談会で意見交換を行う

ということでしたが、正に私もそのようにしたらよいと考えておりましたところですので、丁度タイミング的にも11月頃を予定されているかと思いますが、その頃になりますと人口ビジョンも出来上がるだろうと思いますので、それを叩き台にして意見交換をされれば、町民の皆さんと意識が共有されるだろうと思いますので、是非実施していただければと思います。いずれにしましても大変な作業化と思いますが、わが町の未来を切り拓く重要な施策でありますので、最大限の知恵と努力で望んでいただきたいと思います。

○5番(大中正司) 次の質問です。先ほどの手引きによりますと「コンサルティング企業に、策定に必要な調査を依頼するのは良いが、戦略の起草・策定作業自体は町が行うように」とご丁寧に指導されています。これまでコンサルに丸投げとは言いませんが、頼りきった戦略策定を行う自治体が多かったのだろうと推測いたします。今回はそうではなく、それぞれの自治体の特徴を活かした戦略を独自で考えてくださいという事だと思います。当町において、そのような横着な事はないとは思いますが、この点について見解を改めてお聞かせください。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 「穴水町人口ビジョン・総合戦略」の策定においては、国からの策定支援費として各団体に交付金が措置されております。

この交付金につきましては、総合戦略等の策定過程において必要である、各種調査などに必要な費用を想定したものであります。

現在、7月の住民アンケートの実施に向けて準備を進めておりますが、設問の設計につきましては、全て政策調整課の方で作成を行っております。コンサルについては、結果の集計作業や人口の動向分析など、統計上必要となる専門的な部門を委託するつもりでございます。

したがって、総合戦略につきましては、国が示す手引きにもありますように、地域の実情を考慮した基本目標や施策を盛り込む必要があると考えておまして、アンケート調査結果や有識者会議などを踏まえて、町としてニーズを把握し、先月末に設置しました「穴水町創生推進本部」を中心に戦略の起草や策定作業を行うこととしております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) 最後に議会との関係についてお伺いします。戦略の策定段階や効果検証の段階で、執行部と議会において十分な審議が行われるようにすることが重要と手引きにも示されています。これは、これまで特に策定段階において議会が関与する機会がなく、策定後に執行部の提案を追認することが多いことに対する指摘だと私は思います。議会としても、重く受け止めなければな

らないと私も感じておりますが、執行部としてこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 石川 町長

○町長(石川宣雄)国が示すガイドラインでは、総合戦略の策定過程や効果の検証において議会との関わりが必要となっております。

その策定過程においては、これまでと同様に、経過説明を含めて、素案など提示し意見を求めたいと考えておりますが、一昨年策定しました「過疎対策推進ビジョン」に基づく過疎対策の推進に対する議会からの提言がありましたように、今後、議会として総意でそのような場を設定いただけるなら、総合戦略の策定について協議することも可能であれば、議会と議論する場の一つの方法として有効であると考えております。

○議長(伊藤繁男) 大中議員。

○5番(大中正司) 先の全員協議会で私は議会として議員間でこの問題を討議して、そしてこれを基に執行部と意見交換をする場を設けるべきと提案をいたしました。議会運営委員会でも諮っていただくようにも要請をしておりますので、実現の折には是非ともよろしくお願い申し上げます。以上で私の質問を終わります、ありがとうございました。

○議長(伊藤繁男) ここで10分間の休憩といたします。

(2時47分休憩)



(2時49分再開)

4番 新田 信明 議員

○議長(伊藤繁男) 会議を再開します。4番、新田 信明君。

【4番 新田 信明 登壇】

○4番(新田信明)4番、新田信明でございます。早いもので、平成23年に私が初当選して以来早4年の任期が満了し本年4月より2期目を向かえておりますが、町の発展に尽力するとともに、町民の皆様のご期待に沿えるよう与えられた職務を全うし、精一杯自分に誠実に生きていくという気持ちで新たにしております。

それでは通告に基づきまして、全問一問一答方式によりご質問いたします。まず、1項目目の「キリコの保存と活用について」であります。先般「能登のキリコ祭り」が文化庁の「日本遺産」に認定されました。過疎化の進行するこの奥能登地域においては、このキリコ祭りの文化が「日本遺産」

に認定されたことは非常に喜ばしい事であると思っております。ただ、過疎化が進行し人口減少が著しい本町にあつては、祭りという文化を縮小せざるを得ない状況があり、まして各集落が保有するキリコを巡行・維持することが今後難しくなってくるのが予測されます。

そんな中、5年前より町内の民間サークル団体が、キリコの保存と活用に動いており、現在使われなくなったとの理由で廃棄されるはずのキリコ4基を保有し活用しております。その活動としては、平成24年に「神戸まつり」にキリコ2基が参加した実績があり、また「長谷部祭り」では毎年巡行パレードに参加し、パレード終了後は駅前の彩りづくりに一週間プルートの前にて展示を行っています。プルート前でのキリコ展示の作業中には、駅前の観光客が見物に訪れ、キリコ談義に花を咲かせる場面もございます。また、能登町の宮地では、地区で維持できなくなったキリコを旧宮地小学校体育館で展示し、「担ぎ体験」も行うなどキリコの保存と活用を図っております。

「能登のキリコ祭り」が文化庁の日本遺産に認定された今こそ、本町の「キリコ祭り」を交流の素材として活用するとともに維持・活用・保存を図っていくべきではないかと思えます。そのためにまず、現時点の各集落の保有台数、現在の祭りでの使用台数、そして今後の維持管理可能年数などの調査を行うとともに、現在集落で維持できずに保管されているキリコを廃校となった体育館で展示し「キリコ担ぎ体験」を併せて提供するなど、観光交流の資源とするのもよろしいかと思えます。また、長谷部祭りの前夜祭の折にも、太鼓ステージ横にキリコを展示していますが、もう少し発展させて各集落に声を掛けて「あすなろ広場」にキリコを持ち寄り展示を行うのもいかがかと思えます。町長のご所見をお聞かせください。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 本年4月に「日本遺産認定委員会」において、石川県が申請しました能登地区3市3町の「キリコ祭り」が日本遺産に認定され、今後、能登地区の重要な観光資源として位置づけられていくことが十分考えられます。

穴水町の各集落の保有台数等につきましては、平成6年に奥能登広域圏事務組合が実態調査を行っております。そのデータをベースをもとに穴水町のキリコ祭りの現状把握を行っていますが、現状では7集落キリコ祭りが実施されおり、30本余りのキリコがあると認識しております。

なお、奥能登広域圏事務組合へは日本遺産に認定を機に、奥能登のキリコ祭りの実態についての再調査を提案していきたいと考えております。

また、長谷部まつりのあすなろ広場特設ステージ横で有志団体が保有する2基のキリコ展示の協力により、イベントに花を添え、会場を大いに盛り上げていただいております。

しかしながら、あすなろ広場への各集落からキリコを持ち寄ることについては、キリコは各集落の大切な財産でありますので、各集落での調整や輸送手段等、課題も多く有り、今後検討していき

たいと考えます。

○議長(伊藤繁男) 新田議員。

○4番(新田信明) ありがとうございます。是非これを機会にキリコを上手く活用して、観光資源として地域を盛り上げることができると思っておりますので、また取組みをお願いしたいと思えます。

○4番(新田 信明) 次に「歴史的建造物」の保存と活用についてご質問いたします。一点目は「中居南地区旧酒蔵の解体に至るまでの経緯について」であります。昨年12月議会の一般質問の折、藏瀬議員が「過疎対策について」の「議員提言に対する対応状況についてどの程度具体的に思っておられるか」と質問し、その答弁として「優先的に取り組まなければならない施策を中心に現在検討しているところです」とお答えされております。

議会でも平成25～26年の2年間に渡りまして過疎対策部会を設けて検討し、昨年6月9日には町執行部との意見交換会も開催し提言いたしております。私が所属しました交流部会の提言の中でも「内海の活用による施策」で「特に中居～中居南地区を本町の交流拠点とする構想を推進したい。中居鋳物館、さとの道、中居茶会館などを整備してきた経緯の他、風情ある街並みや酒屋跡もあり、今後の交流拠点として整備することが最もふさわしいものと考えられます。」と強く提言した経緯もございます。

ところが先般、中居南へ出向いた折に、酒屋跡の前を通った時に旧酒蔵が忽然と目の前から姿を消しているのを見て唖然とした思いがありました。あれだけ議会としても力をいれて提言したのに、これはどういうことかと思いました。本町には観光資源となるような歴史的建造物が少ない状況の中で、この中居南地区の酒蔵は現存する唯一の造り酒屋跡の酒蔵でした。

私は、現存する歴史的建造物は個人の遺産であると理解していますが、それを超えまして「地域の財産」であると私は思っております。歴史を刻んできた物件は一度失ったら取り返しがつきません。今後益々過疎化が進行していくなかで、地域にある物件を最大限に活かして、活用していくこそが地域再生の足がかりになっていくものと考えています。酒蔵が解体された今となってはどうしようもありませんが、解体に至るまで、町執行部がどう対応してきたのか、せめてその経緯をお聞かせいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 中居南地区旧酒蔵につきましては、早稲田大学の中居地区の研究においても、酒蔵の家屋調査等を行ったおり、酒蔵の現状は蔵の中は空っぽで、老朽化が進行し、壁土

が崩れている状態であり、風の強い際には、壁土が飛散する状況であったとのことでした。研究発表の際に報告がありました。このような管理が行き届かない空き家のケースを含め、個人の建造物を町の財産として残していくには、町の制度創設を含め、時間を掛けて協議を行う必要があると考えられます。

なお、酒蔵取り壊しにつきましては、所有者及び地区から町への建造物保存の事前相談等はなかったのが実情でございます。

○議長(伊藤繁男) 新田議員。

○4番(新田信明) 只今の答弁であります。地区からの相談がなかったとのことでしたが、私が立ち話等で確認した話では、地区からも何かしらの打診があったというニュアンスであったかと聞いておりますが、本当になかったのでしょうか。それと、もちろん個人の資産で管理には当然様々な手続き等が必要でしょうけども、最初の質問の中でお話しのように一度歴史的建造物は失いましたら、取り返しがつきませんので、やはり前回の議会の答弁の中で優先順位を設けまして取組む必要があると発言しております。取り壊しを受ける前に優先順位により対応しないことには、後々もったいないことになりますので、前向きに対応すべきであると私は考えますが、これについては如何でしょうか。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) まず地区からの相談ということでございますが、少なくとも私の課にはございませんでした。全体の中で確認しなくてもないというのが実情でございます。あと、今こういう物を残さないといけないという事ですが、次の質問の内容に関連する部分もありますので、あえて、この答弁は控えさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

○議長(伊藤繁男) 新田議員。

○4番(新田 信明) では最後になりますけども、「中居から中居南地区の風情ある街並みの保存について」ご質問いたします。先の質問の「造り酒屋跡」に関連いたしますが、中居から中居南地区には町や区を含めて現在使用されているもののほかに、残念ながら空き家となってしまった物件もでございます。その中居地区としましても、町としては今まで観光パンフレットのPR写真として掲載していることが確認されておりますが、それと併せて現在中居地区では「風情のある街並み」を楽しみながら茶会を楽しむなど貴重な交流拠点として活用しております。

現在、この「風情ある町屋」等がこのまま放置して取り壊されてしまうことにより、再利用すら難しくなるが予想されます。これに類似した物件につきましては、私見ですけれども数年前にも貴重

な交流拠点であったと認識しております「旧穴水湾漁協競り市場」が川沿いに残されていましたが、護岸工事の計画によって残念ながら取り壊されてしまっております。あの拠点は非常に風情があって、当時のイベントの折にもわざわざテントを設置する必要もなく、そのまま屋根付きのイベント会場として使用しております、川面を身近に感じられ、ゆっくりと滞在できる風情のある建物であったと思っております、本当に惜しい物件を無くしたものと今でも残念でなりません。

やはり、観光交流には素材と拠点がなければ手のつけようがないと思ひまして、それで今回「中居から中居南地区の風情ある街並み」は様々な手続き等があるでしょうが、是非前向きに早急に対応していく物件であると思っておりますので、町長の御所見をお聞かせください。

○議長(伊藤繁男) 二谷 政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 中居地区の街並みにつきましては、多くの家屋が下見板張りの木造建築で、鋳物業で栄えた独特な街並みを形成していることから、早稲田大学が研究題材として調査研究を行っております。

中居地区は歴史、観光の観点からも穴水町にとって重要な地域の1つだと考えますが、中居地区のみならず町内の古い町並みや歴史的建造物を地域の財産として残していくには、地域としても大きな決断が必要となるだけに、時間をかけて協議を行う必要があると考えられます。

○議長(伊藤繁男) 新田議員。

○4番(新田信明) 只今のご答弁ですけれども、早急に手を打つ時に打たないと取り返しがつかないと先ほども述べましたけれども、その辺の判断もしっかり状況把握をして、手遅れにならないような所で手立てをするなり、なにかしらの動きをするべきであると思っておりますので、是非前向きに取り組んでいただくよう切にお願いをして私の一般質問を終わります。

(3時17分)



7番 小泉 一明 議員

○議長(伊藤繁男) 7番、小泉 一明君。

【7番 小泉 一明 登壇】

7番小泉です。4月の選挙でまた議会の機会を得られ、大変嬉しく思っております。また、議会の議事においては、議会運営委員長という立場で今回は議会改革も同時にやるということで、非常に責任を感じております。すでに任期は4年をきっておりますけれども、少しでも拓かれた議会を目

指して頑張っていきたいとおもいますので、執行部の皆さん町民の皆さんまたよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。質問は一問一答方式で行います。事前の通告により質問いたしますが、多少の言い違い、解釈の食い違いなどあればご容赦願いたいと思います。昨年の9月定例会において私は空き家対策について幾つか質問させていただきました。その時の課長の答弁を要約しますと、「当町における空き家は約550戸。うち倒壊の危険があるものは約20戸。空き家対策検討委員会の設置をする。また、国においては秋の臨時国会に「空き家対策特別措置法案提出」する予定」と答えておりました。今年2月には一部施工の「空き家対策特別措置法」、先月26日に全国820万戸に及ぶ「空き家特別対策措置法」が施工されました。前面施工により、倒壊や衛生上著しい有害物件、放火など危険性のある「特定空き家」を自治体の判断により改善を求める施行がスタートされました。全国の自治体が所有者に撤去や修繕の勧告、命令ができるようになり強制手段も可能となったわけであります。この施工を受け石川県と19市町で構成する連絡会議が設置されたと聞いております。全国の空き家は820万個、石川県は76,900戸、空き家率は14.8パーセントです。人口減や高齢化によりさらに空き家の増加が見込まれ管理などは個人では限界があるように思います。そこで質問いたします。

まず1点目、当町の「空き家対策検討委員会」のメンバーは決定したのでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 空き家対策検討委員会のメンバーであります。本年2月13日に空き家対策に係る学識経験をお持ちの方並びに役場関係課長併せて12名で「穴水町空き家対策協議会」を立ち上げております。

メンバー構成につきましては、区長町内会長、或いは、土地家屋調査士、司法書士、石川県建築主事、穴水町商工会並びに町職員で構成しております。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) メンバーが決定したとのことですが、すべて町内の方ですか。次の質問の答弁の際に併せてお答えください。

「空き家」を減らすには最終勧告の前に所有者に自主的対応が前提となりますが、法的に民事関係や、時には成年後見人制度などの活用も必要になってくるのではないかとおもいますが見解をお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 先ほどの「空き家対策協議会」のメンバーでございますが、12名の内1名の石川県建築主事が町外となっております。あとは全て町内でございます。

今回、施行されました「空き家対策の推進に関する特別措置法」における基本的な考え方といたしまして、第一義的には空き家の所有者自らの責任によりの確に判断すること。また住民に最も身近な市町村による空き家対策の実施が重要であり、このために立ち入り調査や税務情報の活用ができることとなり、特定空き家等の所有者に対し指導、勧告、命令、代執行等の措置を講じていくこととなります。

この中で、所有者の特定が必要となってくることとなりますが、国から示されました「ガイドライン」によりますと、法務局が保有する不動産登記情報、町が保有する住民票情報、地方税法による固定資産台帳に記載された情報により特定を行うこととなっております。現実的に考えますと、民事関係による所有者を特定する場合の調整依頼や高齢者の増加等も見込まれることから、成年後見人制度の活用等も視野に入れながら取り組む必要もあると考えておりが、今後「空き家対策協議会」の専門家のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 更地にすれば固定資産税の優遇措置を受けられないことも「空き家放置」の一因とされていますが、特別措置法では勧告物件は優遇を受けられず、命令違反には過料が科されるとなっております。県内では19市町で判断基準が意思統一されるのでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 今回施行された法律の内容では、住宅用の建物が建っていた場合、更地の固定資産税が6分の1に軽減され、結果的に空き家の増加の一因となっていたことから、今回の法律の施行により、勧告がなされた場合適用除外されることとなっております。

また、所有者等が勧告に従わなかった場合、過料が課されることになっております。

さらに、特定空き家等の判断基準につきましては、各自治体での判断となっております。このことにつきましては、法律の施行と併せて国から「ガイドライン」が示されましたので、これに基づきそれぞれの自治体において、判断していくこととなります。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 今の課長の答弁につきましては、その地域の状況を考慮してということでもよろしいですね。次に新聞報道では小松市では所有者に改修費、借主に家賃補助、4月からは解体

費補助も始めています。当然、各自治体により地域事情など異なりますが、行政代執行に至る前にはリホームへのアドバイスなども含めた活用策も提案していく必要は当然あると思います。そのあたりの取組みについてお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤繁男) 東 生活環境課長

○生活環境課長(東 重雄) 補助あるいはリフォームへのアドバイス、あるいは活用策の提言についてであります。本町におきましても、平成27年度から空き家対策といたしまして、空き店舗の解消を目的とした「穴水町新規開業・企業者支援事業」また、空き家バンクの促進や空き家活用を目的とした「穴水町定住促進空き家改修費等補助金」など空き家の活用を図るために補助制度を創設しております。

また、今回施行されました法律の基本的な考え方として、特定空家等の解消と併せて移住・定住へつながる活用策や相談窓口の設置も努力目標として定められており、そのあり方につきましても今後県の指導を頂きながら「空き家対策協議会」の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 2点目のマイナンバー制度について質問します。マイナンバー制度は来年1月より始まるものであります。マイナンバー制度には5つの項目があります。

1つ目は年金資格取得の確認、給付を受ける場合、2つ目は雇用保険などの資格取得確認、給付を受ける場合、3つ目として保険料徴収などの医療保険者の手続き、4つ目は福祉分野の給付、5つ目は生活保護者を含めた低所得者給付の実施。12桁の番号制度で利用できる対象範囲は社会保障・税・災害対策の3分野などである。2002年に住民基本ネットワークが稼働し、国民に特定可能な住民票コードが割り当てられ本人を確認する情報のみ利用可能であります。まずマイナンバーとの違いはどこにあるのか町民に分かるように説明願います。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一) 「マイナンバーと住民票コードとの違い」に関する質問にお答えします。

平成14年8月にシステムの稼働が始まった住民票コードについては、11ケタの番号が一人ひとりに付けられており、住民基本台帳カードの交付を受けることにより、転入転出手続きの簡素化、行政手続のインターネット申請が可能になるなどのメリットがございます。一方で、コードを使用できる者が市町村と都道府県、指定情報処理機関及び住民基本台帳法で定めた国の機関と法人のみに限られており、住民票とそれに関連すること以外への利用については、法整備が行われない限り禁止されているなどの制限がございます。

来年1月から利用開始を予定しておりますマイナンバー制度につきましては、国の制度として、小泉議員の質問にもありますとおり、社会保障や税、災害対策の分野において活用することを見込んでいるものであります。

また、住民票を有するすべての方に一人1つ、12ケタの番号を付けることにより、行政手続が簡素化され、国民の利便性が向上し、様々な手続に必要となる添付書類を省略できるようになることとされております。

その他、行政の連携が進み、効率的な情報管理ができること、正確な手続が期待でき、公平・公正な社会の実現を図れることなどが目的となっております。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 導入にあたり、国による番号制度にあたり個人プライバシーの権利確保が課題となっております。国家一元管理、個人情報の追跡・不正利用による財産などの被害発生などが考えられます。そこで第三者の立場で監視する特定個人情報保護法委員会が設置され個人情報保護対策が講じられました。特定個人情報の取扱い制限やセキュリティー対策、罰則の強化など8つの対策が挙げられております。

地方自治体が条例を定めればICチップの空き領域に応用ソフトを搭載可能ということもできます。搭載ソフトが社会保障と税制度に類するサービスのひとつであるとすれば地元経済振興政策の管理及び観光事業と連携し地元事業の活性化に繋がる可能性もあると思いますが、そのあたりの見解をお聞きいたします。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一) 「マイナンバーの利用拡大」に関する質問にお答えします。

今後のマイナンバー制度の実施予定で、マイナンバーは、住民票を有する方に10月以降12ケタのマイナンバー(個人番号)が通知され、その後申請により個人番号カードが平成28年1月から交付される予定となっております。

個人カードは、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーに加え、顔写真が表示され、本人確認のための身分証明書として利用できる他にe-Taxなどの各種電子申請が行えるほか、ICチップに搭載された電子証明により各種のサービスにも使用できるものとされております。

議員のご質問にあります様々な活用は、この個人カードの利活用についての質問であります。このマイナンバーの主要4情報であります氏名、住所、年齢、性別の情報につきましては、奥能登広域圏において共同電算で取り扱っております住民情報システムや医療、福祉関係などの改修についてマイナンバー制度の準備過程において、内容の検討を進めてまいりましたことから、質問にあ

ります様々な活用については、改修費などが発生しますので穴水町だけでなく、広域的に奥能登広域圏におけるシステムに関する会議において活用内容の検討をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 将来的には個人番号の利用範囲が医療分野への利用拡大・預金口座への任意での適用も予定されております。しかしながら番号制度は使い方によっては重大な人権侵害がもたらされるリスクが付きまといまいます。そういう懸念が6月3日に日本年金機構から約125万件にのぼる情報流失報道は衝撃でありました。旧社保庁の教訓がいかされていないという事実を国民に突きつけました。この事態は28年度1月から始まるマイナンバー制度で取り扱われる情報が保護できるのか不安に感じた国民も相当いたはずで、マイナンバーに似た社会保障番号制度のあるアメリカですでに流失事件も起きております。将来的に医療・金融に分野を拡大すればサイバー攻撃のターゲットにさらされるし脅威でもあります。政府はこの事態を重くみてマイナンバー制度導入については事件後、トーンダウンしたように感じておりますが現状において不安要素が沢山あります。実際2016年度からの導入は可能なのかお尋ねいたします。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一) 「マイナンバー制度の2016年度からの導入」に関する質問にお答えします。

「マイナンバー制度の2016年度からの導入」についてであります、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」これが平成25年5月31日公布されが既に公布され、施行期日も政令で定まっております。

現時点において、制度の変更に係る国からの情報はありませんので、引き続き準備作業を進めていくこととしております。

今年の10月以降に、地方公共団体情報システム機構から、マイナンバーの通知カードが、皆さん一人ひとりに郵便で送られてきますので、お手元に届きましたら、内容を確認して、紛失することのないよう大切に保管して下さいますようお願い致します。

なお、詳細につきましては、国において順次周知するとのことですが、町の広報等においても逐次お知らせしたいと思っております。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 町だけでなく国全体を含めたセキュリティ体制も重要かと思いますが、当

町としてしっかりしてほしいと思います。

また、マイナンバーの導入にあたっては一般企業の多大なコストや労力が必要とのことなのですが、当町としての金額はいくら位なのか教えていただきたい。

○議長(伊藤繁男) 米田 住民福祉課長。

○住民福祉課長(米田省一) 「マイナンバー制度導入にかかる行政コスト」に関する質問にお答えします。

マイナンバー制度の導入に向けて、町におきましても、住民情報システムに組み込まれております住民基本台帳・税務・宛名・国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金・健康管理・障害者福祉・児童福祉などのシステムの改修が必要となっております。

輪島市、能登町と1市2町において、奥能登広域圏管理の共同電算事業として国の補助制度を活用し、町はこれに係る負担金を支出しておりますが、平成26年度において2,600万円余、27年度においては1,900万円余の経費を見込んでいるところでございます。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) ありがとうございます。最後の質問に入ります。最後の質問は選挙権年齢の引き下げについて質問いたします。18歳選挙権法案が審議入りし今月中に成立見込みで、来年の参议院選挙からの適用が確実な状況であります。衆参はじめ首長・地方議会・最高裁判所裁判官の審査などであります。1945年に25歳以上の男子を20歳以上の男女に変更してから70年振りの選挙年齢引き下げである。政府や与野党各党が力を入れているのは選挙に投票してもらうため学校教育での「主権者教育」であります。現在、当町においては高校生はじめ就労者、大学生をふくめ201人の有権者となりえる町民がおります。高校生をはじめ未成年者の政治への関心をどう導いていくのか、町としても啓蒙活動を推進されると思いますが、特に今回の質問では高校生に焦点をあてさせていただきます。

当然、教育長は県からの指導などの報告を教育委員会では議論されているはずですが、当町に置いて指導要綱など煮詰まっているのでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 布施 教育長。

○教育長(布施東雄) 最初に、選挙権年齢の引き下げに伴う指導等についての質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、公職選挙法の改正の成立が確実な状況であることから、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、来年の参院選挙より実施される見込みであります。

その中で、現役の高校生も有権者となることから、民主主義の基本である選挙に若者が積極的に

参加する意識を持たせる「主権者教育」の必要性が課題となっております。文科省は、選挙の意義を解説した高校生向けの副教材の準備に着手し、石川県においても全ての高校生に配布が予定されています。

このことを受けて、県から小中学校に対しても「模擬投票の推進」について依頼がきており、町の選管とも連携して憲法や政治に関する教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 只今、教育長がお答えいただいた件につきましては、町をはじめ国は今後は模擬投票なども重要になってくるかと思えます。模擬投票や罰則規定など教えることも沢山あると思えますが教師の反応は、考え方はどうなのか教えていただきたいと思えます。

○議長(伊藤繁男) 布施 教育長。

○教育長(布施東雄) 次に、教師の反応や考え方につきましては、町を始め国や県のアンケート結果等もなく、この場で御返答出来ませんが、町教育委員会としては、今回の投票権年齢の引き下げに伴い、小中学校においても高校同様に、主権者教育が必要であると考えており、今後、町選管と連携し、学習指導要領に基づき、学習として取り組む中で、適切な指導を進めていきたいと考えています。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) 18歳の選挙年齢引き下げにより今後、中学校位から政治により関心を持ってもらい投票に結びつくような教育が必要になると思えますが、私の聞いている所では小学生6年生から政治や選挙に関する学習をすると聞いたのですが、そのあたりの指導はどういう風になされているのでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 布施 教育長。

○教育長(布施東雄) 将来を担う子どもたちにも早い段階から、社会の一員、主権者の自覚を持ち選挙制度を理解してもらうことは大切なことと考えております。

当町の中学校におきましても、主権者教育が必要であると考え、これまで生徒会の自主運営や代表等の選挙、中学生議会などを通じて、政治や選挙に関心を持ってもらうと共に授業を通して民主主義の原点ともいえる選挙の必要性について指導を行っているところでもあります。

現在、国においては若年層の選挙制度啓発事業として、体験型の模擬投票を推奨しており、県内においても、昨年度、各市町と県選管が連携し、6市2町の16校において実施されているところで

あります。今年度は更に多くの市町において実施する予定と聞いております。

当町においても、選挙管理委員会と連携し、町内小中学校での模擬投票の実施の検討も含め、若年層への効果的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 小泉議員。

○7番(小泉一明) ただ、18歳といっても高校生です。教育における中立性なども考慮しながら選挙運動・罰則など主権者教育でどう教えていくのか教えていただきたい。また身近な親や同級生など学校生活におけるリーダー的存在の一言で投票ということも充分ありえるがそのあたり教育をしっかりとしていただきと思います。

20世紀の学校教育に影響を与えたアメリカの教育哲学者ジョン・デューイは学校の果たす機能の第一は社会的統合、平等にかかわるもの、最後は知的・精神的・道徳的発達を促すというものである。特に平等にかかわる経済的・地域的・社会的集団の枠を超えて平等に選挙権を考えることは有意義でありますが一歩間違えば危険な思想などにも働くことも否定できないと思います。どうか投票権の引き下げがプラスになるようにご指導をお願いしたいと思っております。

○議長(伊藤繁男) これで、一般質問を終わります。

(3時54分)



○議長(伊藤繁男) これより、議案等に対する質疑を行います。質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(伊藤繁男) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

○議長(伊藤繁男) 次に日程に基づき、議案第31号および議案第34号の議案4件・報告第1号から第10号まで報告12件について、各常任委員会への付託を行ないます。お諮りいたします。

議案4件、報告12件につきましては、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤繁男) 「異議なし」と認めます。

よって、議案第31号及び議案第39号の議案4件、報告第1号から第12号まで報告12件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(伊藤繁男) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 55 分 散会)

平成27年第3回穴水町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年6月19日(金)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員 (10名)	議長 伊藤 繁 男	副議長 大 中 正 司
	1番 佐藤 豊	7番 小 泉 一 明
	2番 湯 口 かおる	8番 加世多 善 洋
	3番 吉 村 光 輝	9番 小 坂 孝 純
	4番 新 田 信 明	10番 浜 崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	畦 内 一 夫
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	米 田 省 一
税 務 課 長	神 平 浩	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	森 本 涉	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	教 事 務 局 長	一 谷 育 英
健 康 推 進 課 長	遠 藤 美 徳	総 合 病 院 長	
		上 下 水 道 課 長	森 下 和 広

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

○議事日程(第3号) 平成27年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 付託議案等の委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第 3 討論・採決

日程第 4 閉会中の継続調査

◎開議の宣告



○議長（伊藤繁男） それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の、出席議員数は、10名です。

全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（6月19日 午前10時00分 再開）

○議長（伊藤繁男） これより、日程に基づき、議案第31号から議案第34号までの議案4件、報告第1号から報告第12号までの報告12件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、常任委員会委員長の報告を求めます。

○議長（伊藤繁男） 総務産業建設常任委員会委員長 新田信明君。

【総務産業建設常任委員会委員長 新田 信明 登壇】

○総務建設常任委員会委員長（新田信明） 総務産業建設常任委員会に付託された案件につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。去る、6月17日午前10時より3階委員会室に於いて、全委員出席のもと開催致しました。

内容は、議案第31号 平成27年度穴水町一般会計補正予算、議案第32号 穴水町集会所等設置条例の一部を改正する条例について、報告第1号 平成26年度穴水町一般会計補正予算の専決処分の報告について、報告第3号 平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の報告について、報告第6号穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第7号穴水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第8号穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第12号一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

でありました。以上、付託されました議案2件、報告6件について、町長はじめ関係各課長より説明を受け慎重に審議いたしました。

いずれも特段の異議もなく、全委員賛成をもって原案を妥当と認め「可」とすることに決まりました。

以上、当委員会に付託されました議案等の審査の結果を報告し、本会議に移すことといたしました。

何卒、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（伊藤繁男） 教育民生常任委員会委員長 吉村光輝君。

【教育民生常任委員会委員長 吉村 光輝 登壇】

○教育民生常任委員会委員長（吉村光輝） 教育民生常任委員会に付託されました案件について、副町長、教育長はじめ関係各課長の出席を求め、6月17日午後1時30分より本委員会を開催し、慎重に審査致しました結果について、ご報告いたします。

議案第31号から議案第34号までのうち、議案3件について、報告第1号から報告12号までのうち、報告8件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可決、承認すべきものと決定いたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査の結果を報告し、本会議に移すことといたしました。何卒、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（伊藤繁男） これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○議長（伊藤繁男） ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に移ります。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

○議長（伊藤繁男） ないようですので、討論を終わります。

○議長（伊藤繁男） これより、採決を行います。

議案第31号から議案第34号まで議案4件、報告第1号から報告第12号まで採決いたします。

各件に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決または承認であります。

○議長（伊藤繁男） お諮りいたします。

議案31号から議案第34号議案4件及び報告第1号から報告第12号報告12件までについて、原案どおり可決、または承認することに賛成の方は、起立願います。

○議長（伊藤繁男） 全員起立であります。

お座りください。

よって、議案第31号から議案第34号の議案4件及び報告第1号から報告第12号報告12件については原案のとおり、可決または承認することに決定いたしました。

○議長（伊藤繁男） 次に、日程第4、「委員会の閉会中の継続調査」について、議題といたします。

各委員長から、委員会における継続調査について、会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（伊藤繁男） お諮り致します。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤繁男） 「異議なし」と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤繁男） 以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第3回穴水町議会定例会を閉会いたします。

議員の皆様は、委員会室にお集まり下さい。

（6月19日 午前10時09分 閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

平成27年 6月19日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員